

酒米生産拡大支援事業実施要領

制 定 令和 7 年 7 月 2 5 日 石川県知事通達
生振第 5 9 1 号

第 1 目 的

酒米（酒造好適米）の生産は、需要量に応じた作付けが求められており、本県の作付面積は約 3 0 0 ヘクタール程度で推移しているが、近年、日本酒需要が増加し県内酒蔵から要望される県産米の量は増加している。酒米の生産は、地域需要に答えることで安定的な農家所得が見込めることから、酒蔵からの県産酒米の需要に対応するため作付面積を拡大する農業者に対して支援する。

第 2 事業の内容等

補助金の事業区分、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表 1 に定めるものとする

第 3 事業の実施手続

1 実施計画の策定

- （１）助成対象者は、酒米生産拡大支援事業実施計画書（以下「実施計画」という）（別記様式第 1 号）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- （２）事業実施主体は、（１）により提出された実施計画が本事業の趣旨に適合すると認めるときは、農林総合事務所長を経由の上知事に提出（別記様式第 2 号）するものとする。

2 実施計画の承認

知事は、（２）により提出された実施計画が適当と認めるときは、当該実施計画を承認するとともに、農林総合事務所長を経由して事業実施主体に通知するものとする。

3 実施計画の重要な変更は、1 及び 2 までに準じて行うものとする。

第 4 事業の実施期間

本事業の事業実施期間は、令和 7 年度内とする。

第 5 補助金交付

- 1 県は、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、地方自治法第 2 3 2 条の 2 の規定に基づいて、事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和 3 4 年石川県規則第 2 9 号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところによるものとする。
- 2 規則第 4 条に規定する補助金交付申請書は別記様式第 3 号、規則第 1 3 条に規定する事業実績報告書は別記様式第 4 号のとおりとする。
- 3 規則第 6 条第 1 項第 1 号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる以外の変更とする。
 - （１）事業実施主体の変更
 - （２）事業費の 3 0 % を超える増減

- 4 事業実施主体は、自己又は自組織の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (8) 事業実施主体は、前項に掲げる者が、その経営に実質的に関与している団体であってはならない。

第6 補助金交付申請等における消費税の取り扱い

1 補助金交付申請

事業実施主体は、補助金の交付申請を行う場合、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助金の交付決定

1のただし書きにより交付の申請がなされたものに係る補助金の交付決定は、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時においてその相当額を減額することを条件として行うものとする。

3 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

1のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還することとする。

4 県の補助金総額に生じた千円未満の金額は切り捨てるものとする。

第7 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、助成対象者は、あらかじめ事業実施主体を通じて知事の適正な指導を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届（別記様式第5号）を、

農林総合事務所長を経由して知事に提出するものとする。

- 2 1のただし書により補助金の交付決定前に着手する場合には、助成対象者は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の県からの文書による通知を受けて、着手するものとする。また、この場合においても、助成対象者は、補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知の上で行うものとする。
- 3 事業実施主体は、1のただし書きによる補助金の交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 助成対象者は、補助金の交付決定前に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

第8 事業の実績報告

事業実施主体は、交付決定に係る補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は補助事業完了後30日以内又は、当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式第4号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

第9 関係書類の整備

事業実施主体は、補助対象事業の実施に係る関係書類等を事業実施年度の翌年度から5年間保存するものとする。

第10 事業の指導推進

事業実施主体及び、農林総合事務所は、密接な連携による推進体制の整備を図り、実施計画の策定及び実施についての指導助言等必要な援助を行うものとする。

第11 補助金の返還

補助金の交付を受けた事業実施主体が、著しく事業を縮小、あるいは休止・廃止した場合は、補助金の返還を命ずることができるものとし、その返還に関しては、規則第18条の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この実施要領は令和7年7月25日から施行する。

別表1

取組内容	補助対象経費	補助率	助成対象	事業実施主体	成果目標（目標年度）	対象地域	留意事項
酒米作付面積拡大	令和8年産で作付拡大に必要な生産資材や備品の購入経費 【対象品種】 酒造好適米 【生産資材】 ・種子、種苗 ・肥料 品種に応じた専用肥料 BB五百万石一発くん BB百万石乃白一発くん 等 ・土づくり資材（ケイ酸質資材含む） 等 【備 品】 ・草刈機 ・動力散布機、動力噴霧器 等	購入経費の 1/2以内 (上限 16,500円/10a)	作付面積を拡大する 農業者 〔新規・拡大問わず R7実績から拡大分 最低20a以上〕	農業協同組合 その他県が認める者	令和8年産の酒米作付面積を 令和7年産に比べて拡大（注1） 【確認書類】 ①水稻生産実施計画など （令和7年、令和8年） 品種ごとの作付面積が わかる資料 ②資材・備品購入時の 支払伝票（令和8年用資材）	県内全域	令和8年2月27日までに資材・備品の購入及び支払が可能なものに限る

（注1）1助成対象者において作付けする全ての酒造好適米品種の合計面積が拡大した場合を対象とし、品種転換は対象外とする。

（注2）補助金額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てる。